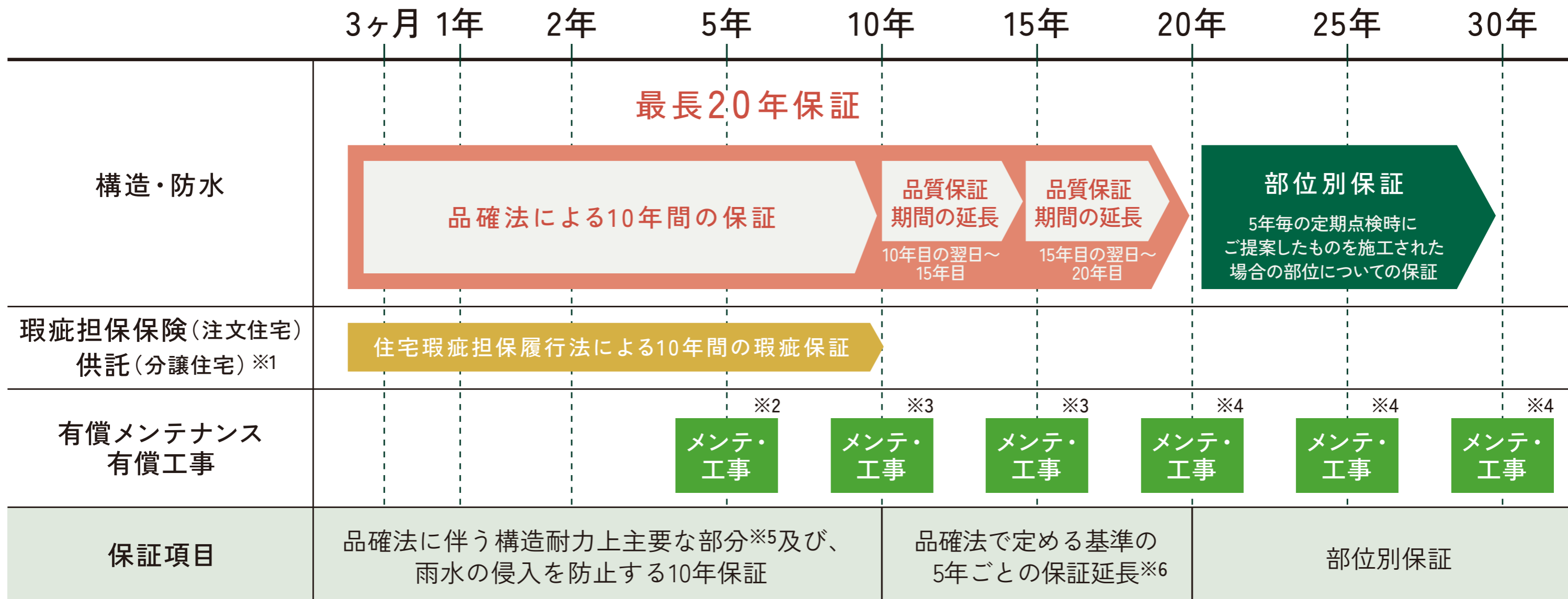


20年保証システム



※1「供託」とは過去10年間に供給した戸数に応じて法令で定められた計算式により算出した保証金を法務局などの供託所に10年間預けておくことです。※2 防蟻工事に関しては5年で保証期間満了となりますので、5年目の定期点検時に施工をおすすめしています。※3 20年保証システムは、10年目と15年目の定期点検時における有償メンテナンス工事の実施を条件に5年毎の更新保証をいたします。(延長に関する保証書を発行いたします。)*4 20年目以降については、お客様の希望する部位に対する有償メンテナンス工事を条件に部位ごとに保証をいたします。*5 住宅の品質確保の促進等に関する法律 第94条 住宅を新築する建設工事の請負契約(以下「住宅新築請負契約」という。)においては、請負人は、注文者に引き渡した時から10年間、住宅のうち構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分として政令で定めるもの(次条において「住宅の構造耐力上主要な部分等」という。)の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。次条において同じ。)について、民法(明治29年法律第89号)第415条、第541条及び第542条並びに同法第559条において準用する同法第562条及び第563条に規定する担保の責任を負う。*6 構造耐力上主要な部分及び、雨水の浸入を防止する部分における5年ごとの保証の延長(品確法で定める基準の延長)*住宅の品質確保の促進等に関する法律 第95条 新築住宅の売買契約においては、売主は、買主に引き渡した時(当該新築住宅が住宅新築請負契約に基づき請負人から当該売主に引き渡されたものである場合にあっては、その引渡しの時)から10年間、住宅の構造耐力上主要な部分等の瑕疵について、民法第415条、第541条、第542条、第562条及び第563条に規定する担保の責任を負う。